

トイレ洗浄水の供給基準

昭和51年 8月 3日 水工管発第 96号
最終改正 令和 4年11月28日 4水浄管第790号

1 供給対象

令和5年3月31日時点で雑用水の供給基準により雑用水の供給を受けており、上水道への切替工事が未完了である集合住宅の住戸

2 供給条件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき、「行政財産の目的外使用」として給水する。

3 料金徴収等

(1) メータの設置

集合住宅を総括するメータを設置し、各戸には設置しない。

(2) 給水契約

前1の供給対象におけるトイレ洗浄水の使用者を給水契約の相手方とする。

(3) 料金の徴収等

ア 料金

1戸1か月127円（10%の消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 徴収対象

上水道の使用量が1か月10^mを超える使用者から徴収する。ただし、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）第30条第1項又は第2項に基づき水道料金の免除を受けているものを除く。

ウ 徴収方法

水道料金と合算して徴収する。

4 適用日

令和5年4月1日から適用する。